改正前

(実施計画書の公告及び縦覧)

第13条 市長は、前条第2項の規定により実施 計画書の提出があったときは、速やかにその旨 を公告するとともに、規則で定めるところによ り、その写しを一般の縦覧に供するものとす る。

(方法書の公告及び縦覧)

書の提出があったときは、速やかにその旨を公 告するとともに、当該方法書の写しを当該公告 の日から起算して45日間一般の縦覧に供す るものとする。

(方法書についての意見書の提出等)

第18条 方法書について環境の保全及び創造 の見地からの意見を有する者は、規則で定める ところにより、第16条に規定する縦覧期間内 に、意見書を市長に提出することができる。

2 (抄)

(準備書及び関係地域の公告及び縦覧等)

第25条 市長は、前条の規定による通知をした ときは、速やかに準備書の提出があった旨及び 関係地域を公告するとともに、規則で定めると ころにより、当該準備書及び要約書の写しを当 該公告の日から起算して45日間一般の縦覧 に供するものとする。

2、3(抄)

(評価書の公告及び縦覧等)

第34条 市長は、前条第2項の規定により評価 書及び評価要約書の提出があったときは、速や かにその旨を公告するとともに、規則で定める ところにより、当該評価書及び評価要約書の写 しを当該公告の日から起算して1月間一般の 縦覧に供するものとする。

2 (抄)

(自主的な環境影響評価等)

第50条 対象事業及び複合開発事業のいずれ | 第50条 対象事業及び複合開発事業のいずれに

改正後

(実施計画書の公告及び縦覧)

第13条 市長は、前条第2項の規定により実施 計画書の提出があったときは、規則で定めると ころにより、速やかにその旨を公告するととも に、その写しを一般の縦覧に供するものとする。

(方法書の公告及び縦覧)

第16条 市長は、前条第2項の規定により方法 第16条 市長は、前条第2項の規定により方法 書の提出があったときは、規則で定めるところ により、速やかにその旨を公告するとともに、 当該方法書の写しを当該公告の日から起算して 45日間一般の縦覧に供するものとする。

(方法書についての意見書の提出等)

第18条 方法書について環境の保全の見地から の意見を有する者は、規則で定めるところによ り、第16条に規定する縦覧期間内に、意見書 を市長に提出することができる。

2 (抄)

(準備書及び関係地域の公告及び縦覧等)

| 第25条 市長は、前条の規定による通知をした ときは、規則で定めるところにより、速やかに 準備書の提出があった旨及び関係地域を公告す るとともに、当該準備書及び要約書の写しを当 該公告の日から起算して45日間一般の縦覧に 供するものとする。

2、3(抄)

(評価書の公告及び縦覧等)

第34条 市長は、前条第2項の規定により評価 書及び評価要約書の提出があったときは、規則 で定めるところにより、速やかにその旨を公告 するとともに、当該評価書及び評価要約書の写 しを当該公告の日から起算して1月間一般の縦 覧に供するものとする。

2 (抄)

(自主的な環境影響評価等)

にも該当しない事業を実施しようとする者は、 当該事業の実施に当たっては、<u>あらかじめ、</u>こ の条例の規定に準じた環境影響評価及び事後 調査を行うことを市長に申し出ることができ る。この場合において、市長は、情報の提供そ の他の必要な協力をするものとする。

附則

(経過措置)

- 第2条 施行日の前日までに第23条第3項の 規定により対象事業の種類ごとに規則で定め られた時期を過ぎた事業で、この条例の施行の 際対象事業に該当するもの(次条に規定する対 象事業を除く。)については、この条例の規定 は、適用しない。
- 第3条 <u>この条例の施行の際、現に府条例の規定</u> により手続が行われている対象事業について は、当該手続は、この条例の相当する規定によ り施行日に行われたものとみなす。

も該当しない事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に当たっては、規則で定めるところにより、あらかじめこの条例の規定に準じた環境影響評価及び事後調査を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他の必要な協力をするものとする。

附則

(経過措置)

- 第2条 施行日の前日までに第23条第3項の規 定により対象事業の種類ごとに規則で定められ た時期を過ぎた事業で、この条例の施行の際対 象事業に該当するものについては、この条例の 規定は、適用しない。
- 第3条 施行日の前日において、既に府条例第5 条第2項の規定により同条第1項に規定する 方法書が大阪府知事に対して提出され、かつ、 いまだ府条例第13条第2項の規定により同 条第1項に規定する準備書が大阪府知事に対 して提出されていない対象事業については、こ の条例の規定は、第23条第3項に規定する準 備書を提出するときから適用する。この場合に おいて、当該提出までに大阪府知事に対して行った手続については、この条例の相当規定に基 づいて市長に対して行った手続とみなす。
- 2 施行日前に府条例第13条第2項の規定により大阪府知事に対し同条第1項に規定する準備 書が提出された対象事業については、この条例の規定は、適用しない。

別表 (第2条関係)

(9) 建築基準法<u>第21条の規定の適用を受け</u> る大規模の建築物の新築の事業

別表 (第2条関係)

(9) 建築基準法<u>第2条第1号に規定する</u>建築物 の新築の事業